

第2期花巻市教育振興基本計画の構成

(平成27年10月23日現在)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

総合計画の「人づくり」分野に掲げた政策・施策の実現に向け、教育行政の進むべき方向と基本的な施策と目標を定め、必要な事業を明らかにする。

2. 計画の性格と位置づけ

総合計画の「人づくり」分野の具体的な内容を示す

3 計画期間

平成28年度から平成32年度の5年間

4 計画の策定手法

本市が目指す姿を定め、現状を整理し、目指す姿に向かっていくために必要な教育に関する施策を構築する

第2章 本計画の基本目標と基本方針

1 本計画において目指す「市の姿」

第2期花巻市教育振興基本計画の基本目標

「郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち」

～変化に対応し、たくましく生き抜く強さと、

共感と思いやりの心を育む人づくりをめざして～

2 政策分野

3 政策別に目指す「市の姿」

(1) 子育て環境の充実

「子育てに喜びを感じ、安心して、健やかな成長を育むまち」

(2) 学校教育の充実

「子どもたちが、夢と希望を持ち、たくましく、いきいきと育つまち」

(3) 生涯学習の推進

「市民が、生涯を通じて学び、広い視野を持って活動するまち」

(4) スポーツの振興

「市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しみ元気に活動するまち」

(5) 芸術文化の振興

「市民が、地域の歴史や文化、先人に誇りを持ち、芸術文化に親しむまち」

第3章 本市の教育をめぐる現状と課題

1 本市教育の特長

- 進取の気風、自己研鑽、そして教育に対する高い意識
- 恵まれた教育環境（多彩な文化、豊かな自然、スポーツ・文化施設）
- 教育振興運動に基づく地域の教育力

2 本市教育の現状と課題

(1) 社会的な要素

- 家庭教育力の低下
- 地域コミュニティの縮小
- 教育機会の確保（貧困）
- 情報端末による被害
- 国際感覚の必要性の高まり

(2) 就学期前

- イーハトーブ花巻子育て応援プラン
- 就学前教育プログラム
- 特別な支援を要する乳幼児

(3) 義務教育期

- 学校規模・学校配置
- いじめ問題
- 学力・体力
- 特別支援教育
- 学校給食

(4) 生涯学習

- 生涯学習による地域振興
- 青少年の健全育成

(5) スポーツ

- 生涯スポーツ活動
- 競技スポーツ
- スポーツイベント

(6) 芸術・文化

- 芸術文化活動、先人顕彰、文化施設

○有形文化財

○無形文化財

○埋蔵文化財

3 国等の（教育）改革の動向

○活力ある学校づくりを実現していくための基本的な考え方

○改正地方教育行政法が施行

○学習指導要領の次期改定

○子ども・子育て支援制度

4 東日本大震災からの復興

○復興教育の推進

第4章 基本方針の実現に向けた取り組み

1 子育て環境の充実

(1) 子育て支援の充実

○子ども・子育て支援事業計画の推進による子育て支援の充実

(2) 家庭教育力の向上

○子育てに関する情報の提供

○基本的な生活習慣の定着促進

(3) 就学前教育の充実

○保育園・幼稚園の環境整備の促進

○発達に関する相談機能の充実

2 学校教育の充実

(1) 学力の向上

○花巻市学力向上アクションプランの推進

○学力向上に向けた家庭・地域の理解促進

○発達段階に応じた授業の提供

(2) 体力の向上

○運動の習慣化による体力・運動能力の向上

○家庭と連携した健やかな体づくりの推進

(3) 豊かな人間性の育成

○多面的な力の育成

○防災教育の充実

○ふるさと学習の深化拡充

○命の教育の推進

(4) 特別支援体制の充実

○特別な支援が必要な児童生徒への対応の充実

○不登校児童生徒への支援の充実

(5) 学校保健の充実

○家庭と連携した健康づくりの推進

(6) 教育環境の充実

- 市民参画による学区等再編成方針の策定
- 市内における高等教育環境の維持
- 望ましい教育環境の整備
- 奨学金制度の充実
- 学校給食の安全と安定の確保

3 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の充実

- 生涯学習ニーズの把握と学習活動に対する支援の充実
- 図書館機能の充実

(2) 青少年健全育成の推進

- 家庭における青少年健全育成の推進
- 関係機関と連携した健全育成活動の推進

(3) 国際化の推進

- グローバル社会に対応できる市民の育成

4 スポーツの振興

(1) 生涯スポーツの推進

- 楽しくスポーツに取り組める環境づくりの推進
- 早起きマラソンの充実

(2) 競技スポーツの推進

- 多様なスポーツ支援策の実施
- 高度な技能を有する指導者の養成
- スポーツイベントの積極的な開催

5 芸術文化の振興

(1) 芸術文化活動の推進

- 芸術文化活動の支援促進

(2) 先人顕彰

- 先人顕彰の推進

(3) 民俗芸能の伝承

- 郷土芸能等の伝承活動の支援促進

(4) 文化財の保護と活用

- 文化財の保護と活用の推進
- 花巻城跡の調査・保存の促進
- 魅力ある文化財施設づくりの推進

第5章 市民とともに歩む教育行政改革への取り組み

- 1 教育委員会の機能強化
- 2 情報発信機能の強化

第6章 計画の進行管理

- 1 実施計画の策定
- 2 進行管理と評価

資料編

(仮) 第2期花巻市教育振興基本計画

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

花巻市のまちづくりの根幹をなす計画である「花巻市まちづくり総合計画 長期ビジョン」は、10年後の本市が目指すまちの姿を包括した将来都市像として「市民パワーをひとつに歴史と文化で拓く笑顔の花咲く温か都市（あったかまち）イーハトーブはなまき」を掲げています。

同計画では、この将来都市像を具現化するため、まちづくりの政策体系として「しごと」分野、「暮らし」分野、「人づくり」分野の3つに区分し、教育に関する政策・施策は「人づくり」分野として、「郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち」を目指す姿としています。

花巻市教育振興基本計画は、この総合計画の「人づくり」分野に掲げた政策・施策の実現に向け、本市の教育行政の進むべき方向と、これを実現するための基本的な施策と目標を定めるとともに、目標達成のために必要な事業を明らかにするため策定するものです。

2. 計画の性格と位置づけ

花巻市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定により策定するものであるとともに、長期的な展望に立ち、本市の教育振興の方向と目標を定め、これらを達成するための基本的な行政施策と事業を体系化・明確化するものであり、花巻市まちづくり総合計画の「人づくり」分野の具体的な内容を示すものです。

(参考) 教育基本法(教育振興基本計画)

第十七条 (略)

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画期間

計画期間は、平成28年度から平成32年度の5年間とします。

4 計画の策定手法

本計画の策定にあたっては、本市が目指す姿を定めたいうえで、現状を整理し、目指す姿に向かっていくために必要な教育に関する施策を構築するものとします。

第2章 本計画の基本目標と基本方針

1 本計画において目指す「市の姿」

本市が教育行政を通じて実現しようとする「市の姿」は、その実現性を高めるためにも、より多くの市民が納得し、自ら行動しようとする意欲が喚起され、市の姿についてイメージを共有できるものであることが必要です。

このため、本計画において掲げる「市の姿」は、策定作業や説明会、パブリックコメント等、多くの市民の声を反映し策定された、「花巻市まちづくり総合計画」の「人づくり」分野の目指す姿と同一とし、この姿を第二期花巻市教育振興基本計画の『基本目標』とします。

また、基本目標を市民全体で共有するため、実現に向け目指すべき姿を具体的に示すこととします。

第二期花巻市教育振興基本計画の基本目標

「郷土を愛し、丈夫な体と深い知性を持つ心豊かな市民が育つまち」

～変化に対応し、たくましく生き抜く強さと、
共感と思いやりの心を育む人づくりをめざして～

2 政策分野

本計画は、その対象を未就学児や小中学生、また学校に限るものではなく、広く市民を対象とする計画であることから、政策分野も教育に関連するものを広く網羅するものとします。

このため、本計画における政策分野は、国の教育振興基本計画を参酌し、また、花巻市まちづくり総合計画との整合性も考慮し、以下の5分野とします。

- (1) 子育て環境の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 生涯学習の推進
- (4) スポーツの振興
- (5) 芸術文化の振興

3 政策別に目指す「市の姿」

本計画の基本目標達成のためには、各政策分野においても、実現しようとする「市の姿」を明確にすることが重要であり、その姿は、本計画の基本目標の設定と同様に、市民の意見が反映されたものであることが望ましいことから、「花巻市まちづくり総合計画」の「政策の目指す姿」との整合性を図りつつ、次のとおり定め、これを『基本方針』とします。

(1) 子育て環境の充実

「子育てに喜びを感じ、安心して、健やかな成長を育むまち」

(2) 学校教育の充実

「子どもたちが、夢と希望を持ち、たくましく、いきいきと育つまち」

(3) 生涯学習の推進

「市民が、生涯を通じて学び、広い視野を持って活動するまち」

(4) スポーツの振興

「市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しみ元気に活動するまち」

(5) 芸術文化の振興

「市民が、地域の歴史や文化、先人に誇りを持ち、芸術文化に親しむまち」

第3章 本市の教育をめぐる現状と課題

1 本市教育の特長

本市は、江戸時代に、花巻城下に「揆奮（きふん）場」が開設され、「文武両道」の精神のもと、学問と武術にとどまらず、産業や芸術の分野でも多くの優れた人材を輩出しました。このことは、商業の町、宿場町、あるいは農業の町として栄えてきた花巻という地が有する、進取の気風、自己研鑽、そして教育に対する高い意識を示すものであり、この精神が本市教育の第一の特長です。

また、各地域で育まれてきた、歴史や伝統に根差した多彩な文化、早池峰国定公園や田瀬湖などの豊かな自然、さらには、多様なスポーツ施設や博物館・美術館をはじめとした数多くの文化施設など、恵まれた教育環境を有していることが、第二の特長です。

そして、地域の方々が長く教育振興運動に携わり、学校や家庭、行政とともに学校教育の充実や家庭の教育力の向上に貢献し、地域の教育力の基盤を築いていることが第三の特徴です。

私たちは、未来を創る子どもたちのために、この三つの特長を今後も大切に守り育て、発展させていく重要な役割を担っています。

2 本市教育の現状と課題

(1) 社会的な要素

近年、子どもたちが被害者となる事件や子どもたち自身が加害者となる事件が多発し、子どもたちの安全を取り巻く環境は厳しさを増しており、家庭と地域の教育力の低下が主な要因であると言われています。

子どもたちの健やかな成長を育む上で中心となる家庭においては、核家族化や親世代の勤労形態の多様化などにより、親と子が向き合う時間が減少し、さらにスマートフォンに代表される情報通信端末とアプリケーションの発達に伴い、直接的な対人コミュニケーションの希薄化が進み、これらの要素が相まって、家庭教育力の低下を招いていると考えられます。

また、これまで、家庭をサポートする役割を担ってきた地域も、個人主義的な風潮が進み他者への関与が難しくなっていることに加え、過疎化、高齢化等によるコミュニティの縮小により、その教育力が低下している現状にあります。

このことから、家庭の教育力を向上させるための取り組みと共に、家庭を支える地域コミュニティが活力を維持、再生していけるよう、支援していく必要があります。

合わせて、非正規雇用者や離婚者の増加等による家庭の経済基盤の脆弱化も大きな社会問題となっており、子どもたちの安全・安心な生活と学ぶ機会の平等を保障するための支援が求められています。

また、前述の情報端末の利用に伴い、犯罪に巻き込まれたり、経済的に大きな負担を負うリスクが年齢を問わず増加しているほか、大人の情報端末依存が子育

てにも影響を与えていることから、健康福祉担当部署等とも連携し、これらの問題に関する情報提供を積極的に行うことが求められています。

さらに、グローバル社会の到来による、外国人とのコミュニケーション力の向上や外国に関する知識を深める必要性がこれまでになく高まっており、市民一人ひとりの国際感覚とコミュニケーション能力を向上させる必要が生じています。

(2) 就学期前

本市では平成27年3月に、子ども・子育て支援法に基づく、教育分野と福祉分野を網羅した「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」を策定し、「子どもが親が地域が育ち 子育てに喜びを感じるまちづくり」を基本理念に掲げ、各種事業を実施しているところです。

平成27年5月1日現在、市内には就学前の保育・教育を行う施設として、公立幼稚園2園、私立幼稚園7園、公立保育園15園、私立保育園19園、小規模保育事業施設1園、認可外保育施設6園の合わせて50施設があり、約3,800人の子どもたちが、各施設、地域の特色を生かした保育・教育を受けています。

しかしながら、少子化や保護者の就労形態の変化等に伴い、各園の定数の充足状況に不均衡が生じている現状に加え、施設の老朽化や正職員保育士の減少等の課題があることから、前述の「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」に掲げた、民営化と再編の検討が求められているほか、保護者の就労支援の観点から、待機児童の解消や病児及び病後児保育の設置など、子育てしやすい環境の整備についても対応が求められています。

また、本市では、心身ともに健全な子どもの育成をさらに推進するため、県内各自治体に先駆け、就学前教育プログラムを平成21年に策定し、家庭や地域の教育力の向上、保育園・幼稚園・小学校の連携に取り組んできた結果、子どもの基本的生活習慣の確立や小学校へのスムーズな接続による小1プロブレムの解消などに、一定の成果を上げています。

今後、この成果をより高めるために、保幼小の全ての関係者が育ちと学びの連続性を認識し、これまで以上に、幼児期の教育と小学校教育の接続を図っていくことが必要になっています。

また、特別な支援を要する乳幼児については、保護者の不安解消と子どもの発達の促進を図るため、個々の実態に即したきめ細かな支援を行うことが求められています。

(3) 義務教育期

本市における児童・生徒数の推移を見ると、前計画を策定した平成19年の児童生徒数8,722名であったのに対し、平成27年児童生徒数は7,706名と約1,000名減少し、5年後の平成32年には6,675名と、さらに1,000名以上減少すると予測されています。

人口減少に歯止めをかけるという市全体としての課題がある中、今後の児童生徒数の推移を予測しつつ、発達段階に応じた学びの場の提供という観点や施設の老朽化への対応も念頭に、望ましい学校規模や学校配置について、検討する必要

が生じています。

一方、近年社会問題となっている「いじめ問題」への対応については、平成26年に「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しており、今後は、本方針の理念に基づき、社会全体でいじめを許さない風土を作ることを目指し、学校組織として、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことをはじめ、児童生徒の主体的な取り組みや、教育委員会、保護者、地域など市民それぞれが主体的かつ協力的に行動することが求められます。

学力については、これまでの少人数指導の取り組みの成果もあり、小学校については、岩手県学習定着度状況調査及び全国学力・学習状況調査とも、平均点を上回る状況が続いていますが、中学校については、特に数学と英語において、岩手県学習定着度状況調査及び全国学力・学習状況調査とも平均点を下回る傾向にあり、早期改善が強く求められる状況にあります。

体力については、小学生は、平成25年度小学校体力・運動能力調査結果を見ると、全学年で全国平均を下回っており、特に男子児童にその傾向が顕著となっていることから、小学校においては、体を動かす楽しさを実感させ、基礎体力の向上を図ることが求められています。

一方、中学校における同調査の結果を見ると、実施24項目中、男子が19項目、女子が21項目で全国平均を上回っており、中学校における部活動等への取り組みが、体力の向上に大きく寄与していると考えられます。しかし一方では、過剰な部活動等による疲れから、授業に集中できない、家庭学習時間が十分に確保できない等の問題を生み、中学生の学力低下につながっている可能性が指摘されており、バランスのとれた部活動のあり方を早期に構築する必要が生じています。

特別支援教育については、障がいの多様化と保護者ニーズの多様化により、通常学級に在籍する特別支援対象児が増加しているほか、不登校の原因も多様化、複雑化している現状から、支援体制をより一層充実させる必要があります。

食育の充実を第一の目的に実施される学校給食については、施設の老朽化が著しいことや職員の配置状況等に大きな課題を抱えていることから、安全・安心な学校給食を継続して提供していくため、抜本的な見直しを行う必要が生じています。

(4) 生涯学習

市民のライフスタイルやニーズが多種多様化する中、自己充実を図る上でも生涯学習に対する関心が高まっており、特に、高齢者の生きがいづくりや社会参加の足がかり、貴重な知識や経験を生かした地域活性化の手法として生涯学習による地域振興が期待されています。

生涯学習においては、今後も学習の機会が確保され続ける環境づくりが必要であり、施設の老朽化への対応のほか、参加者の固定化を解消し、より多くの市民が生涯学習活動に参加しようとする意識の醸成とあわせ、生涯学習活動や仕事を通じて得た知識や技術を個人のみのものでせず、「地域づくり」や「次世代の人材育成」につなげていくためのシステムを構築し、運用していくことが必要です。

また、青少年の健全育成については、次代を担う青少年が、社会の一員であ

ることを自覚し、自ら進んで社会参加できるよう、家庭・地域・教育機関・行政が連携して、必要な環境づくりを進めることが求められています。

特に、青少年の健全育成における家庭教育は、基本的な生活習慣を身に着けるとともに、人間関係の基本を学ぶ重要な役割を担うものであり、岩手県が誇る教育振興運動の推進役である市内各地域の実践団体との連携・協調のもと、その向上を図っていくことが重要です。

(5) スポーツ

本市では、総合体育館第3アリーナの整備や陸上競技場の大規模改修などの事業を通じて、市民にスポーツ活動の場を提供してきたほか、スポーツ少年団活動や早起きマラソンなど、地域に根ざした生涯スポーツ活動の定着にも取り組んできました。

しかしながら、平成27年度市民アンケートによると、ほとんど運動をしていない20歳以上の市民の割合が、39.6%に達しており、継続的な運動の実施について、啓発活動ときっかけ作りを進めることが必要となっています。

また、競技スポーツにおいては、近年、全国規模の大会に出場する選手が増加しており、平成28年に「希望郷いわて国体」が開催されることもあり、地元選手のさらなる活躍が期待されるとともに、支援体制の拡充が必要となっています。

さらに、高速交通網の利便性や全国有数の温泉宿泊施設、充実したスポーツ施設などの地域特性を生かし、全国規模の大会やプロスポーツイベントなど、トップレベルのプレーを身近で観戦することができる機会をより多く創出することにより、スポーツに対する関心が深まり、スポーツ愛好者の増加や選手の競技力の向上が期待されます。

(6) 芸術・文化

「本市教育の特長」にも記載したとおり、本市には、偉大な先達・先人たちが築いた歴史や伝統に根差した多彩な文化があり、多くの芸術文化団体が、創造と探究の意欲を持ち、自主的に活動に取り組んでいます。

しかしながら、その一方では、先人の顕彰や掘り起こしの不十分さ、芸術文化活動の発表や鑑賞や学習の場である施設の老朽化、市内芸術文化団体の会員の高齢化とそれに伴う参加者の減少といった課題を抱えており、将来を見据えた対策が必要となっています。

また、本市には国指定の旧小原家住宅をはじめとする建造物や美術工芸品等の多くの有形文化財がありますが、修理・修繕を要する建造物への対応や個人所有の美術工芸品等の所在確認を行う必要があります。

さらに、本市には、国指定第1号、ユネスコ世界無形文化遺産に登録された早池峰神楽をはじめとする数多くの伝統芸能があり、各団体がその継承活動に熱心に取り組んでいます。しかしながら、少子高齢化が進み、後継者不足となり活動を休止せざるを得ない団体も出ていることから、後継者対策も含めた活動支援策とあわせ、より多くの市民が文化財に対する理解と認識を深めるため

の取り組みが求められています。

本市の埋蔵文化財は、平成26年度末現在の岩手県遺跡台帳によると1,031箇所であり、今後も埋蔵文化財の調査、発掘、収蔵を継続し、歴史を明らかにして後世に伝えていくための体制整備が必要になっています。

3 国等の（教育）改革の動向

文部科学省では、平成26年9月に「小中連携・一貫教育の推進」に関する考えを、平成27年1月には「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」による、少子化がさらに進むことが予想される中で、活力ある学校づくりを実現していくための基本的な考え方をそれぞれ示しています。

さらに、平成27年4月に改正地方教育行政法が施行され、総合教育会議や教育委員会議の一層の透明化への取り組みがスタートしているほか、学習指導要領の次期改定においては、小学校における英語の教科化をはじめ、教員の多忙化解消の取り組みとしての外部人材の登用や情報通信技術（ICT）の活用の推進等、新たな動きが見込まれる状況となるなど、教育を取り巻く環境は、目まぐるしく動いています。

また、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、教育と福祉が密接に連携する必要性が高まっているなど、教育分野の拡大が進んでおり、本市においても、国等の制度改革の方向性を見極めながら、地域の実態を適切に捉え、政策を展開する必要があります。

4 東日本大震災からの復興

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの尊い生命が失われるなど甚大な被害をもたらし、災害を目の当たりにした子どもたちの心にも深い影響を与えました。

震災後、岩手県は『復興教育の推進』を掲げ、心のサポート授業、キャリア教育事業、被災地支援ボランティア、東日本大震災に関する学習を通じて、震災からの復興・発展を支える児童生徒の育成に取り組んでいます。

このように学校教育現場において、復興の歩みを途切れさせず、震災の記憶を風化させない取り組みは重要ですが、学校のみならず地域においても、復興を支援し災害への備えを確かなものとする取り組みが必要となっています。

第4章 基本方針の実現に向けた取り組み

政策分野別の基本方針を実現するための具体的な取り組みと、その成果を検証するための指標は以下のとおりとします。

なお、推進する事業の具体的な内容、目標、年次展開等については、本計画に基づき別途策定する『第2期教育振興基本計画実施計画』において定めるものとします。

1 子育て環境の充実

【基本方針】

「子育てに喜びを感じ、安心して、健やかな成長を育むまち」

少子化が進行する中、本市の次世代を担う子どもたちが健やかに成長していくためには、子育てを行う環境の充実を図る必要があることから、親が安心して子育てを行うことができるようにするため様々な支援を行っていきます。

また、子どもたちが健康に育つために必要な「食事」「睡眠」「衛生」「排泄」「衣服の着脱」に関する基本的な生活習慣と「あいさつ」「マナー」等の社会的約束事を小学校就学までに身につけさせることで、子どもたちが心身ともに健康で楽しい学校生活を送ることができるよう、就学前教育の充実に努めます。

【成果指標】

	現状値 (26)	29年度	32年度
子育てしやすいまちと感じる市民の割合	55.7%		

(1) 子育て支援の充実

【課題】

- ① 地域の保護者同士が、子育てに関する悩みや不安を相談する機会が減少していることから、保護者の交流等を生む取り組み等の充実が求められています。
- ② 核家族化の進行、ひとり親家庭の増加、共働き世帯の増加等子どもを取り巻く社会状況が変化していることから、児童が安全で充実できる放課後の居場所の確保への対応が求められています。

【取り組み】

◆子ども・子育て支援事業計画の推進による子育て支援の充実

平成27年3月に策定した「花巻市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て家庭を支援するため、子育て中の親子の交流促進、子育て相談、情報提供を行うとともに、地域全体で子育てを支援する情報ネットワークの構築に取り組みます。

また、子どもたちの放課後の居場所と安全を確保するため、放課後子供教室及び学童クラブの運営を継続するとともに、利用者ニーズに応じた適切な運営体制の充実と、

放課後子ども総合プランの趣旨に基づく、学校や地域と連携した活動の推進を図ります。

【事業】

- ① 地域子育て支援センター事業 []
- ② 子育て支援情報ネットワーク事業 []
- ③ 放課後子供教室・学童クラブ []

(2) 家庭の教育力向上

【課題】

- ① 核家族化の進展と保護者の就労形態の多様化等により、親が子どもと向き合う時間や、豊かな経験を有する祖父母などから、子育てについて学ぶ機会が減少していることから、子育てに関する情報を行政等が中心となって提供していく必要があります。
- ② 早寝早起きなどの「基本的生活習慣」とあいさつなどの「社会的約束事」を小学校入学時まで身に付けさせる必要があります。

【取り組み】

◆子育てに関する情報の提供

各家庭が子どもが生まれ育つ基本的な場として適切に機能し、子どもたちが心身ともに健全に成長できるよう、家庭、保育園、幼稚園、小学校、地域、行政が連携し、子育てに関する有益な情報を提供していきます。

◆基本的生活習慣の定着促進

家庭における子どもたちの基本的生活習慣等の定着を図るため、保護者と子どもと一緒に楽しみながら定着に向けた取り組みが行えるよう、保育園・幼稚園を通じて啓発と推奨に努めます。

【事業】

- ① 家庭教育力向上事業 []

(3) 就学前教育の充実

【課題】

- ① 保育ニーズの多様化が進んでいることから、職員体制の充実を図るとともに、保育士の資質向上に取り組むことが必要です。
- ② 運動する子どもとしない子どもの二極化、肥満傾向の子どもが増加等が見られることから、就学前に運動の習慣化を図る必要があります。
- ③ 児童の安全確保を図るため、公立幼稚園施設の適切な管理が必要です。また、私立幼稚園の良好な保育、教育環境の維持のための支援も必要です。
- ④ 少子化の進展により、保護者が子どもの発達の遅れや他の子どもとの発達の違いに気づく機会が減少していることから、機会を捉えた相談・支援の充実を図ることが必要です。

- ⑤ 発達相談センターの老朽化が進んでおり、安心快適な環境を早期に整備する必要が生じています。

【取り組み】

◆保育園・幼稚園の環境整備の促進

保育園・幼稚園の教育指導内容を研究し、学びの連続性を考慮した保育園・幼稚園・小学校までの一体的な研修を、外部講師の積極的な活用等により継続して実施するほか、子どもたちの生涯にわたるスポーツや運動の欲求を引き出し、健全な心身の発達を促すため、遊びを工夫し日々の保育に生かす研修にも継続して取り組みます。

また、施設の長寿命化計画に基づき、公立幼稚園の適切な施設修繕を行うとともに、私立幼稚園についても、入園児童数の減少による保育料収入の減少や長時間保育の需要増大による対応人件費の増への支援などを実施し、良好な教育環境の維持を支援します。

◆発達に関する相談機能の充実

乳幼児の発達の遅れ等を早期に発見するため、保健センターでの健診や幼稚園・保育園での巡回相談などを通じて、不安を抱える保護者の相談に対応していくほか、発達障がいと思われる場合には早期に支援を開始します。

また、これまでの関係者との協議を踏まえ、発達相談センターの改築を進めます。

【事業】

- ① はなまき保幼一体研修事業 []
- ② ニコニコ元気っ子事業 []
- ③ 幼稚園教育環境充実事業 []
- ④ 発達支援事業、幼児ことばの教室事業 []
- ⑤ 発達相談センター整備事業 []

2 学校教育の充実

【基本方針】

「子どもたちが、夢と希望を持ち、たくましく、いきいきと育つまち」

各小中学校がそれぞれの特色と伝統を重んじつつ、小中連携の強化を図りながら上記基本方針に基づく教育活動を推進し、「知・徳・体」のバランスのとれた活力ある児童生徒の育成を目指します。

ゆとりある教育課程の編成やスポーツ少年団や部活動の活動時間の適正化などを推進し、児童生徒がゆとりをもって学習に取り組める環境づくりの構築による学力の向上を図ります。

いじめへの対応については、平成27年3月に策定した「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、学校全体がチームとして機能することで、未然防止、早期発見、早期解決を図るとともに、子どもたちの「自己肯定感」や「自己有用感」を

高める取り組みを推進します。

また、適切な学校評価の実施と積極的な情報公開に取り組み、保護者や地域と連携した学校運営の充実に努めます。

【成果指標】

	現状値	29年度	32年度
将来の夢や就きたい仕事など具体的な目標をもっている児童生徒の割合			
運動やスポーツが好きな児童生徒の割合			
自分にはよいところがあると思っている児童生徒の割合			

(1) 学力の向上

【課題】

- ① 小学校においては全国や県と同等かそれ以上の学力が身に付いていますが、中学校においては基礎的・基本的な知識及び技能や、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学力の育成が十分とはいえない状況であり、早期改善が求められています。
- ② 小規模校に在籍する児童は、多くの同年齢集団で学習する機会が少ないことから、発達段階に応じた協同的な学びの場を提供することが必要です。

【取り組み】

◆花巻市学力向上アクションプランの推進

児童生徒の学力の向上は本市教育の最重要課題であることから、「花巻市学力向上アクションプラン」に基づき、「授業サポーター等を活用した少人数指導の充実」や「PDCAサイクルによる各校の組織的な取組」「教員研修による授業改善の推進」を図ります。

また、小学校における教科化が見込まれる英語については、中学校までの連続性を高めるため、小学校においてコミュニケーション能力の素地を養い、中学校段階では、英語を理解し、英語で表現できる実践的な運用能力を養うための、計画的な授業プログラムを構築します。

◆学力向上に向けた家庭・地域の理解促進

学力向上のために必要な、「ノーメディア運動」や「スポーツ少年団・部活動の適正な活動時間の設定による家庭学習の充実」の実現に向け、学校・家庭・地域が協議する場を設定し、学力向上のための家庭・地域の理解促進に努めます。

◆発達段階に応じた授業の提供

複式学級の児童を対象とする他校との交流学习の開催を支援し、児童に発達段階に応じた実技教科の授業を体験させます。

【事業】

- ① 学力向上推進事業〔 〕
- ② まなび交流学習事業〔 〕

(2) 体力の向上

【課題】

- ① 日常の運動が習慣化されていないことにより、体力・運動能力が低い児童生徒が見られ、特に小学生の低下が著しいことから、その向上に取り組むことが必要です。
- ② 運動の習慣化を図るため、児童生徒の健やかな体づくりを進めることが必要です。

【取り組み】

◆運動の習慣化による体力・運動能力の向上

各校において、体力テスト等の分析結果を基に児童生徒の体力の実態を把握し、体育の授業改善を図るとともに、始業前や業間活動における運動の励行、体育的な行事の充実のほか、地域人材を活用した体育指導の実施等により、学校教育全体の中で児童生徒の体力向上を図る取り組みを推進します。

また、各種体育大会の開催等を行っている団体の活動支援を通じ、児童生徒の体力及び競技技術の向上を図ります。

◆家庭と連携した健やかな体づくりの推進

運動に取り組むためには、一定の体力を有していることが必要であり、そのためには、「早寝・早起き」や「栄養バランスの良い食事」等が毎日の生活の中で実現されていることが重要であることから、学校と家庭が連携し、児童生徒の健やかな体づくりを進めていきます。

【事業】

- ① 体力向上実践推進事業〔 〕
- ② 小中学校スポーツ振興事業〔 〕

(3) 豊かな人間性の育成

【課題】

- ① 児童生徒個々の人間性を高めるため、学習や運動以外の活動を積極的に評価し、地域への貢献活動等に目を開かせることが必要です。
- ② 東日本大震災から4年が経過し、被災の記憶が薄らいでいることから、児童生徒の防災等に対する意識を継続して高めていくことが必要です。
- ③ 地域体験やキャリア教育の充実を通じた、郷土を愛する心と職業観の育成が求められており、より効果的かつ実践的な体験メニューの発掘が求められています。
- ④ いじめの問題が後を絶たず、また深刻化・長期化する傾向にあることから、いじめを許さない気運の醸成と、早期解決に向けた支援が求められています。

【取り組み】

◆多面的な力の育成

児童生徒が学習や運動のみならず、社会や地域に関わり、その一員として生きていくための多面的な力の育成を図るため、教職員が児童生徒を深い観察に基づく、児童生徒栄誉賞「善行・模範的活動分野」の積極的な掘り起しを促します。

また、各校生徒会によるボランティア活動を支援し、社会参画や地域貢献に対する意欲を育成します。

◆防災教育の充実

東日本大震災からの復興・発展を支える児童生徒を育成するため、岩手県が作成した復興教育副読本「いきる かかわる そなえる」を活用した授業等により、「復興教育」と「防災教育」の充実を図ります。

◆ふるさと学習の深化拡充

本市の文化・環境・歴史等に関する学習・研究を行う地域体験やキャリア教育を「ふるさと学習」と位置づけ、その充実を図るため、地域の関係団体等と連携した新たなメニューを開発するとともに、指導主事による支援を行います。

また、この取り組みにより、花巻市民としてのアイデンティティの醸成を図り、児童生徒がまちづくりに参画する素地を養います。

◆命の教育の推進

いじめ問題に向き合う取り組みとして、児童生徒が自らを価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情を高めるとともに、他者の存在に思いを寄せ、共感する体験を通して、限りある命を生きていることの素晴らしさを実感する「命の教育」を推進します。

また、「花巻市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、「花巻市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、各機関・団体との連携を図るほか、市広報紙において、いじめ防止等のための取り組みを市民に周知するなど、社会全体でいじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む機運を醸成します。

いじめが発生した場合は、学校がチームとして対処するとともに、市の生徒支援員や教育相談員、指導主事等が連携して対応するなど、いじめの早期解決に向けた支援を実施します。

【事業】

- ① 児童・生徒表彰事業〔 〕
- ② 生徒会ボランティア活動支援事業〔 〕
- ③ 復興教育学校支援事業〔 〕
- ④ 小学校地域体験型学習事業、中学校地域体験型学習事業
- ⑤ 小学校国際化教育推進事業〔 〕
- ⑥ 中学校国際化教育推進事業〔 〕

(4) 特別支援体制の充実

【課題】

- ① インクルーシブ教育の推進により、各学校や学級における、特別な支援を必要とする児童生徒への対応の多様化が進んでいるため、特別支援教育の更なる充実が求められています。
- ② 不登校児童生徒の出現は、小学校では比較的低い水準で抑えられているものの、中学校になると増加する傾向が見られることから、小学校と中学校の連携を密にし、早期に対応することが必要です。

【取り組み】

◆特別な支援が必要な児童生徒への対応の充実

特別な支援が必要な児童生徒への対応については、必要に応じて学校に「ふれあい共育推進員」を配置するほか、校内特別支援教育研修会の講師派遣を行い、各校においてきめ細かな指導を行うための体制を整備します。

また、より専門的な支援として、教育相談員による発達検査や保護者との教育相談等を実施します。

◆不登校児童生徒への支援の充実

不登校児童生徒やその保護者等に対して、生徒支援員や教育相談員、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問のほか、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施により、各校における不登校児童生徒への対応を支援します。

また、福祉担当者と連携したケース検討会議の開催等に取り組み、必要に応じて児童福祉相談所等の関係機関との連携も行い、学校を支援していきます。

【事業】

- ① 特別支援事業 []

(5) 学校保健の充実

【課題】

- ① 生活習慣病予防検診（小1・中1）における有所見者は約24%（H26結果）で、男女とも全国平均に比べ肥満傾向にあることから、家庭と連携した「食育」と「運動」の両面からの指導が必要です。
- ② 歯科に関しては、年々う歯の未処置者の割合が減少しているものの、小学校低学年の未処置率が高い傾向にあり、歯肉の状態の有所見者率についても全国平均を上回っていることから、治療の必要性について家庭の理解促進を図ることが必要です。

【取り組み】

◆家庭と連携した健康づくりの推進

児童生徒の生活習慣病予防については、家庭での規則正しい食生活と継続的な運動習慣の獲得が予防のポイントであることから、「学校保健だより」や面談により、生活改善の必要性について周知・啓発に取り組んでいきます。

また、有所見者については、かかりつけ病院の医師から本人と保護者への継続的指導が最も効果的なことから、各校において受診を促す取り組みを実施します。

歯科については、歯科健診後に「受診のおすすめ」や「学校保健だより」等による口腔衛生の周知・啓発を行い、治療の必要性について家庭の理解促進を図ります。

(6) 教育環境の充実

【課題】

- ① 少子化の影響により、学校の小規模化や複式学級化などが進み、学校間の規模や学習環境にアンバランスな状態が生じており、保育園、幼稚園の配置も含めた学区の在り方の見直しが必要です。
- ② 多様な教育ニーズに応え、公教育の一端を担う重要な役割を果たしている市内の私立高校との連携及び支援が必要となっているほか、教育環境と地域の活力維持のため、市内の県立高校の存続が求められています。
- ③ 学校施設の老朽化の進行と合わせ、猛暑日の増加など自然環境の変化が進む中、児童生徒が安全に、かつ、安心して学習できる学校施設の整備が求められています。
- ④ 全国的に、児童生徒が被害者となる事件・事故が多発しており、子どもたちの安全確保の重要性が高まっています。
- ⑤ 児童生徒の減少や民間路線バスの路線廃止等、スクールバスを取り巻く環境の変化に対応した運行方法の確立が必要です。
- ⑥ 奨学金については、非正規雇用の増加等の社会経済情勢の悪化と合わせ、滞納者の増加が大きな社会問題となっていることから、制度の安定的な運営を実現するための施策を検討する必要があります。
- ⑦ 学校給食は、給食費の滞納や施設の老朽化等の問題を抱えており、将来に渡って安定的に学校給食を提供していくための方策が必要です。

【取り組み】

◆市民参画による学区等再編成方針の策定

平成27年1月に、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が文部科学省により策定され、少子化時代における学校教育の在り方の議論が本格化しています。

本市でも、平成27年度に有識者会議を設置し、望ましい保育・教育環境について検討を始めていますが、学校が「地域コミュニティの核施設」である現状も踏まえ、地域の意見を十分にお聞きしながら、「学区等再編成基本方針」と実施計画を策定します。

◆市内における高等教育環境の維持

市の教育環境の充実に貢献し、優れた人材を輩出している市内の私立高校について、安定的な経営を維持できるよう支援します。

また、県立大迫高等学校の存続を図るため、同校の魅力づくりに取り組む「岩手県立大迫高等学校生徒確保対策協議会」の活動を大迫総合支所と連携して支援します。

◆望ましい教育環境の整備

施設の老朽化や経年劣化の進行、夏季の高温をはじめとした教育環境の変化等に対

応するため、学校施設を定期的に点検し、必要な修繕や耐震化対策を行うとともに、学校施設の長寿命化計画に基づき、計画的な改修を実施します。

また、児童生徒の登下校中の安全確保のため、スクールガードリーダーを中心とした学校安全体制に関わる組織の充実に取り組むほか、少子化や民間のバス路線廃止等、スクールバスを取り巻く環境の変化に対応した、安全で持続可能な通学手段の確保を図ります。

◆奨学金制度の充実

奨学金については、貸与者を対象に実施したアンケートで高いニーズのあった「入学一時金支給」と、保護者等の死亡や失業により学費の支払いが困難になった場合に年度途中から奨学金の貸与を受けられることができる「緊急採用」の制度を新たに構築します。

また、保育士として花巻市内に就職した場合に、奨学金返還額の一部を免除する新たな制度の構築も進めます。

◆学校給食の安全と安定の確保

学校給食センターを併設している学校の長が、給食センターの所長を兼ねる「親子式」運営による教職員の負担増と、老朽化により学校給食衛生管理基準を十分に満たしていない施設の大規模な改修等の課題を整理し、学校給食の安全と将来にわたる安定提供を確保するため、「基本方針」の策定と、必要な施設の整備に取り組みます。

【事業】

- ① 小中学校区再編成等調査事業〔 〕
- ② 私立高校振興事業〔 〕
- ③ 県立大迫高等学校生徒確保対策協議会事業補助金〔 〕
- ④ 小学校施設維持事業〔 〕
- ④ 中学校施設維持事業〔 〕
- ⑤ 学校安全確保事業〔 〕
- ⑥ 育英事業〔 〕
- ⑦ 学校給食施設基本方針策定事業〔 〕

3 生涯学習の推進

【基本方針】

「市民が、生涯を通じて学び、広い視野を持って活動するまち」

市民一人ひとりが個性や能力を発揮しながら、心豊かでより充実した生活を送ることができる生涯学習社会を実現することが、本市のまちづくりを支え、発展に導く重要な基盤です。

その実現のために、市民の価値観の多様化やそれに伴うニーズの複雑化に対応した、市民が生涯にわたり主体的に学習できる環境の整備が求められています。

【成果指標】

	現状値	29年度	32年度
学習テーマを持って日ごろ学習に取り組んでいる市民の割合			

(1) 生涯学習の充実

【課題】

- ① 市民のライフスタイルの多様化に伴い、生涯学習に対するニーズも多様化していることから、市民ニーズを把握し対応していくことが必要です。
- ② 生きがいづくりや社会参加を促すことはもとより、地域や産業の振興につながる生涯学習事業の構築が必要となっています。
- ③ 図書館は、最も身近な生涯学習施設であり、生涯学習の質的向上を図るために、ソフト・ハード両面からの機能充実が求められています。

【取り組み】

◆生涯学習ニーズの把握と学習活動に対する支援の充実

生涯学園都市会館、石鳥谷生涯学習会館、大迫及び東和総合支所を中心に、市民の多様な学習ニーズに対応した各種講座等の開設や生涯学習に関する情報提供と地域での生涯学習活動の支援を行うとともに、専門知識や技能を持つ市民の力の活用を目的とする生涯学習講師の派遣に継続して取り組みます。

また、生涯学習活動への参加が少ない若い世代のニーズを把握し、新たな事業を企画、実施するなど、生涯学習活動の参加者の拡充に取り組みます。

◆図書館機能の充実

図書館各館の特色を生かしつつ、さらなる相互連携を推進し、市民サービスの向上を図るとともに、花巻図書館の改築整備について検討を進めます。

【事業】

- ① 生涯学習講座開催事業〔まなび学園、石鳥谷生涯学習会館、大迫・東和総合支所、各振興センターでの生涯学習講座の開設（市民講座、高齢者学級、女性学級等）〕
- ② 生涯学習活動支援事業〔 〕
- ③ 視聴覚教育推進事業〔 〕
- ④ 自治公民館整備事業〔 〕
- ⑤ 読書活動推進事業〔 〕
- ⑥ 花巻図書館整備事業〔 〕

(2) 青少年健全育成の推進

【課題】

- ① 家庭における教育力の低下がみられることから、家庭と地域、学校等が連携し、子どもたちの健全育成を図っていくことが必要です。
- ② 青少年を取り巻く社会環境の変化が、社会性に問題を抱える青少年の増加を生んで

おり、問題解決の支援が求められています。

【取り組み】

◆家庭における青少年健全育成の推進

子どもたちの健全育成の基本的な担い手である家庭において、ゆるぎない愛情と信頼関係に基づく、家庭教育が行われるよう、保育園・幼稚園、学校等を通じて、健全育成に関する有益な情報を積極的に提供します。

また、市内各地域の教育振興運動の実践団体と連携し、家庭教育に関する講座等を開催します。

◆関係機関と連携した健全育成活動の推進

少年センターや青少年健全育成市民会議等の関係機関・団体と連携し、子どもたちの健全育成を目指した街頭補導や有害図書等の撤去活動を推進します。

また、青少年の育成活動の一環として、成人式実行委員会への支援を行い、成人者としての責務の理解を促します。

【事業】

- ① 青少年活動推進事業 []
- ② 少年センター運営事業 []

*青少年とは

本計画における「青少年」の対象年齢は、「就学後から20歳まで」とする。

(3) 国際化の推進

【課題】

- ① 情報通信技術や交通手段の発達により、国の枠を超えた活動が増加していることから、世界で活躍する人材の育成が求められています。
- ② グローバル社会の到来を受けて、国内・国外を問わず、異なった文化や考えを尊重できる市民の育成が求められています。

【取り組み】

◆グローバル社会に対応できる市民の育成

国際理解を進めるため、「国際フェアINはなまき」等のイベントを開催し、より多くの市民が海外の多様な文化に触れることができる機会を提供します。

また、海外友好都市との交流を通じて、コミュニケーション能力の向上を図ります。

【事業】

- ① 国際都市推進事業 []
- ② 国際姉妹都市等交流推進事業 []

4 スポーツの振興

【基本方針】

「市民が、いつでも、どこでも、いつまでも、気軽にスポーツに親しみ元気に活動するまち」

本市には、江戸時代の「揆奮場」の設置にみられるような、「文武両道」を尊ぶ良き伝統があります。

スポーツは体力の向上のみならず、座学では養えない社会性や礼節等を体得するための営みでもあることから、元気でたくましい子どもと、生涯にわたって健康でスポーツに親しむ市民を育成することを目指し、スポーツの振興を図ります。

【成果指標】

	現状値(26)	29年度	32年度
日頃からスポーツに取り組んでいる市民(20歳以上)の割合	46.2%	54.3%	62.4%

(1) 生涯スポーツの推進

【課題】

- ① 週1回以上運動している市民(20歳以上)の割合は45%前後となっている一方で、ほとんど運動していない市民の割合は40%前後で推移しており、継続的な運動の実施に関する啓発活動の実施と、きっかけ作りが必要です。
- ② 平成27年度で40年を迎えた早起きマラソンは、実施会場が花巻地域に集中している現状にあることから、その拡充を図ることが必要です。

【取り組み】

◆楽しくスポーツに取り組める環境づくりの推進

スポーツをする人とならない人の差が大きくなる二極化の傾向が見られることから、多くの人々が気軽にスポーツに親しめるよう、魅力あるスポーツイベントや多様なスポーツ種目を体験できる教室等を企画・実施します。

また、スポーツ少年団活動など、より身近で地域に根ざした生涯スポーツを推進するため、地域ごとに指導者を養成・派遣するとともに、市民のスポーツ活動の場として、また大規模大会等に対応するため、スポーツ施設の快適な利用環境を整えます。

◆早起きマラソンの充実

より多くの市民が早起きマラソンに取り組める環境を整備するため、実施会場のさらなる拡充に向け、働きかけを行います。

【事業】

- ① 地域スポーツ推進事業 []
- ② 地域スポーツ支援事業 []

③ スポーツ施設環境整備事業〔 〕

(2) 競技スポーツの推進

【課題】

- ① 全国規模の大会へ出場する選手に対する支援が必要です。
- ② 選手強化に併せて、専門的知識・技能を有する競技スポーツの指導者育成が必要です。
- ③ 選手の競技力向上を図る方策として、競技愛好者の増加と選手の向上心を刺激するためのトップレベルの選手や試合に触れる機会の創出が求められています。

【取り組み】

◆多様なスポーツ支援策の実施

各種スポーツ団体等が実施する競技スポーツ大会の開催支援や全国大会等へ出場する選手に対する支援を行います。

◆高度な技能を有する指導者の養成

競技スポーツレベルの向上を図るため、指導者講習会の開催等による指導者の養成・強化に取り組みます。

◆スポーツイベントの積極的な開催

選手の競技力向上に資するため、本市の高速交通網の利便性や全国有数の温泉宿泊施設、充実したスポーツ施設などの地域特性を生かし、全国規模の大会やプロスポーツイベントなどを積極的に誘致します。

【事業】

- ① 競技スポーツ支援事業〔 〕
- ② スポーツ大会・合宿誘致推進事業〔 〕
- ③ 第71回国民体育大会等開催事業〔 〕

5 芸術文化の振興

【基本方針】

「市民が、地域の歴史や文化、先人に誇りを持ち、芸術文化に親しむまち」

本市は、宮沢賢治や萬鉄五郎をはじめとする多くの先人を輩出するとともに、早池峰神楽や鹿踊等の郷土芸能、さらには県内有数の埋蔵文化財包蔵地を有するなど、多数の有形・無形の文化財に恵まれています。

このような先人の事績や文化財を価値あるものとして後世に伝えていくために、その保護はもちろんのこと、学校や文化・観光施設との連携による有効活用を図っていく必要があります。

【成果指標】

	現状値	29年度	32年度
この1年間に芸術文化活動を行った市民の割合			
この1年間に芸術鑑賞をした市民の割合			
郷土の歴史・文化に対する誇りや愛着を持つ市民の割合			

(1) 芸術文化活動の推進

【課題】

- ① 市民のライフスタイルの多様化により、芸術文化に対する関心が高まっていることから、鑑賞機会の創出と活動の場の提供が必要です。
- ② 既存の芸術文化団体の会員数が高齢化により低下していることから、より多くの市民が積極的に活動する機運を醸成することが必要です。
- ③ 芸術文化活動の鑑賞の場、発表の場である文化会館の老朽化が進行しており、大規模な改修等が必要です。

【取り組み】

◆芸術文化活動の支援促進

萬鉄五郎記念美術館の企画展や文化会館を会場とした演劇や音楽の鑑賞等、様々な分野の優れた芸術に触れる機会をつくります。

また、若者を含めたより多くの市民が文化活動へ参加する機運を醸成するための、活動成果の発表スペースの確保や、児童生徒の文化活動の振興・発展を図るための補助金交付による支援に継続して取り組みます。

文化会館については、快適な施設環境を維持するため、計画的な修繕を行うほか、大規模改修についても検討を進めます。

【事業】

- ① 芸術文化推進事業 []
- ② 芸術文化促進支援事業 []
- ③ 芸術文化事業（文化会館） []
- ④ 美術普及活動推進事業（萬記念美術館） []
- ⑤ 学校文化活動事業 []

(2) 先人顕彰

【課題】

- ① 地域の子どもたちの見本となる郷土の先人の偉業を顕彰し、市民への普及と地域の人材育成や地域づくりにつなげていくことが必要です。

- ② 先人に関する情報を広く全国に発信し、本市の活力醸成による郷土への誇りの醸成を図ることが必要です。

【取り組み】

◆先人顕彰の推進

先人に関する調査研究を進めるとともに、各記念館の相互の連携と機能分担を図り、先人に関連したより魅力的かつ集客力の高い市民講座や企画展示等に取り組み、その内容を観光部門と連携し、広く全国に向け情報発信します。

また、学校教育との連携を図り、先人に対する子どもたちの理解の促進に努めます。

【事業】

- ① 賢治のまちづくり推進事業 []
- ② 先人顕彰推進事業 []
- ③ 宮沢賢治普及・啓発事業 []
- ④ 新渡戸記念館企画展示事業 []
- ⑤ 萬鉄五郎記念美術館企画展示事業 []
- ⑥ 高村光太郎記念館企画展示事業 []

(3) 民俗芸能の伝承

【課題】

- ① 本市は、県内有数の郷土芸能等を有しており、これを市民共有の財産として後世に引き継いでいくことが求められています。

【取り組み】

◆郷土芸能等の伝承活動の支援促進

各団体が実施している地域に根ざした形での保存伝承活動の支援策として、活動成果の発表機会を提供するほか、各種大会や発表会等の開催を支援します。

また、記録等の措置が必要な無形民俗文化財、「土沢神楽」及び「石鳩岡神楽」の記録作成を行います。

【事業】

① 民俗芸能伝承支援事業

[花巻市郷土芸能鑑賞会、花巻市青少年郷土芸能フェスティバル、古民家活用郷土芸能鑑賞会の開催等]

(4) 文化財の保護と活用

【課題】

- ① 本市は、県内でも有数の無形・有形文化財、埋蔵文化財包蔵地を有しており、これらを市民共有の財産として後世に引き継ぐための施策が求められています。
- ② 文化財関連施設のそれぞれの役割分担を含めた在り方を整理し、適切な運営体制を

整備することが必要です。

【取り組み】

◆文化財の保護と活用の推進

文化財の保護活用のため、その内容や価値の周知を図り、案内表示や説明板の設置改修など環境整備に取り組むとともに、必要な補修については国等の補助制度に基づき計画的に進めます。

また、関連各施設の特色を生かしつつ、貴重な文化財の公開展示を行うほか、観光部門と連携し、文化財関連施設を観光ルートに組み込むなど、多様なアプローチによる文化財の活用を推進します。

◆花巻城跡の調査・保存の促進

花巻城の歴史的価値、文化的価値を後世に伝える必要があることから、花巻城跡の調査を行い、「(仮称)花巻城跡保存計画」を策定し、計画的な保存作業を進めます。

◆魅力ある文化財施設づくりの推進

花巻市総合文化財センターを中心に、埋蔵文化財の適切な管理活用に係る体制整備の充実と各種資料等の増加に対応できる収蔵庫の確保に努めます。

博物館においては、学芸員の市内の考古、歴史及び美術・工芸分野に対する調査研究活動の成果や市民が普段目にすることの少ない考古・歴史資料・美術品を紹介する展覧会を開催し、市民の知的好奇心の喚起と充足に努めます。

また、歴史や文化財への興味と関心を高め郷土を愛する心を培うため、各文化財施設において各種講座の開催や小中学校と連携して体験学習や出前学習の充実に努めます。

【事業】

- ① 文化財保護活用事業〔 〕
- ② 埋蔵文化財保護活用事業〔 〕
- ③ 展示活動事業〔 〕
- ④ 教育普及活動事業〔 〕